

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針 骨子(案)

○はじめに

- 1 これまでの経緯(新法成立に至った経緯等)
- 2 方針のねらい(女性が直面する困難と支援制度の必要性)
- 3 方針の対象期間

○第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

1～7 女性相談支援センター(旧婦人相談所)の状況 等

○第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

- 1 基本理念、施策の対象者
- 2 国、都道府県、市町村の役割分担と連携
- 3 支援の基本的な考え方
- 4 支援に関わる団体機関等
 - (1) 女性相談支援センター
 - (2) 女性相談支援員
 - (3) 女性自立支援施設
 - (4) 民間団体等
 - (5) その他関係機関
- 5 支援の内容
 - (1) 早期発見・アウトリーチ
 - (2) 居場所の提供
 - (3) 相談支援
 - (4) 一時保護
 - (5) 被害回復支援
 - (6) 生活の場を共にすることによる支援(生活支援・権利回復支援)
 - (7) 同伴児童等への支援
 - (8) 自立支援
 - (9) アフターケア
- 6 支援の体制
 - (1) 三機関の連携体制
 - (2) 民間団体との連携体制
 - (3) 関係機関との連携体制
 - (4) 配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性
- 7 支援調整会議
- 8 教育・啓発
- 9 人材育成

10 調査研究等の推進

11 基本方針の見直し

○第3 都道府県及び市町村が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

1 計画策定に向けた手続

（計画の期間、他の計画との関係、計画策定前の地域における課題把握、関係者や関係団体等からの意見聴取等）

2 計画に関する評価と公表

3 基本計画に盛り込むべき施策（第2で定める内容に沿って作成）

（1） 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

（2） 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

（3） その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」
についての議論の論点について

「はじめに」部分について

1. これまでの経緯

- 困難女性支援法の成立に至る経緯として、以下の点等を記載してはどうか。
 - ・ 困難な問題を抱える女性への支援が、長らく昭和 31 年(1956 年)制定の旧売春防止法に基づき、「要保護女子の保護更正」を目的として行われてきた経緯から、困難に直面した女性への福祉、自立支援等の視点に欠けてきたこと
 - ・ その後、配偶者暴力防止法やストーカー行為規制法等により、婦人保護事業の対象者が拡大し、事業を利用する女性達が直面する問題の多様化・複合化等が進んできた一方で、法体系が抜本的に見直されることなく、旧売春防止法に根拠を置くことの制度的限界が生じてきたこと
 - ・ こうした中で、若年女性への対応、性被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、多様化した困難を抱える女性達を対象に、相談から保護・自立支援までの専門的支援を包括的に提供できるよう、また、行政・民間団体を通じた多機関が協働し、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目ない支援を目指す等の観点から、困難女性支援法が議員立法により成立したこと

2. 方針のねらい

- 基本方針のねらいとして、以下の点等を記載してはどうか。
 - ・ 困難女性支援法においては、性的な被害等による困難を抱える女性が、自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じたきめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を実施すること等を求めていること
 - ・ 困難女性支援法のもとで実施される女性支援事業に関しては、女性自立支援センター(旧婦人相談所)、女性相談支援員(旧婦人相談員)、女性自立支援施設(旧婦人保護施設)を支援の中心としつつ、民間の特色を活かしてそれぞれの支援を展開している、民間団体と行政が対等な立場で協働して支援を行うことが求められること
 - ・ 基本方針は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項、都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項について、法の趣旨や困難な問題を抱える女性の実態等を踏まえて定めることにより、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すものであること

3. 方針の対象期間

- 基本方針(及びそれに基づく都道府県等の基本計画)の対象期間は、令和6年度から令和 11 年度までの5年間でよい。
- 法改正があった時は、新たな方針を策定するすべきではないか。

（全国共通の計画期間とした方が、全国的に見た施策の進捗が見えやすくなる。一方で、下記のような関連分野の計画期間とは必ずしも一致しない。）

（参考）

- ・ 配偶者暴力防止法に基づく基本方針
都道府県基本計画及び市町村基本計画の計画期間は各自治体任意
- ・ 第5次男女共同参画基本計画
（基本認識） 令和2年12月25日～令和12年度末
（施策の基本的方向及び具体的な取組）
令和2年12月25日～令和7年度末

「第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項」部分について

- 以下の事項について、基礎的データに基づき、現状を記載してはどうか。
 1. 女性相談支援センター(旧婦人相談所)の状況
 2. 女性相談支援センター(旧婦人相談所)の利用者の状況や推移
 3. 女性相談支援員(旧婦人相談員)の状況
 4. 女性相談支援員(旧婦人相談員)が実施する相談支援の現状
 5. 女性自立支援施設(旧婦人保護施設)の現状
 6. 女性自立支援施設(旧婦人保護施設)の入所者の現状
- その際、特に、以下の観点を盛り込むこととしてはどうか。
 - ・ 支援対象者は、暴力(夫や家族等から)を理由とする者が過半数を占めるなど、婦人保護事業創設時点から、状況が抜本的に変化していること
 - ・ 婦人保護施設への入所者の半数近くが、何らかの障害や疾病を抱えており、心理的・医療的側面からの支援が極めて重要であること
 - ・ 児童をはじめとする同伴家族がいる場合も多く、同伴家族にも配慮した支援が必要であること
 - ・ 一方で、婦人相談所や婦人保護施設の利用が年々減少しており、その背景は、支援を必要とする女性そのものの減少ではなく、困難な問題を抱える女性が、これらの支援策の存在を知らないこと、支援側において支援対象として十分に把握できていないことや、同伴児童と一緒に入所できなかったり、携帯電話の使用制限がある場合など支援を受ける側のニーズに合わないこと等もあると考えられ、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要であること
 - ・ 民間団体が独自にSNS等も活用しつつアウトリーチ、シェルター等の様々な支援策を展開しており、こうした民間団体の支援活動の特徴を活かし、行政と民間団体が連携しながら女性支援を推進していくことが必要であること

「第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項」関係について

1. 法における施策の対象者及び基本理念

(対象者)

- 法第2条では、対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)」と規定している。法では、女性は、その性別を理由として性暴力や性虐待、性的な搾取等の困難により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、また、これらに雇用形態や経済力等の男女間格差が複合することにより社会的経済的困難を抱えやすい状況にあることを踏まえて規定されたものであり、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、本法による支援の対象者となりうる旨を記載してはどうか。
- 「困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)」とは、現に、性暴力や性虐待、性的な搾取等の被害や、予期せぬ妊娠等の問題を抱えている状況だけでなく、現時点においてはそうした状況下になくても、適切な支援がなければ問題を抱える状況になる可能性があることを含むものである旨を記載してはどうか。
- 性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を丁寧に聞き取り、関係機関等とも連携しつつ、他の支援対象者にも配慮しつつ、可能な支援を検討することが望ましい旨を記載してはどうか。

(基本理念)

- 法第3条の基本理念の概略に触れた上で、特に以下の点等を記載してはどうか。
 - ・ 支援対象者が目指す自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意志に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものである。支援に関わる者は、本人の意思決定を支援しながら、本人の意思を最大限に尊重しつつ、本人が希望する自立の姿をともに目指す必要があること
 - ・ 支援対象者の多くが精神や身体を傷つけられていることも踏まえつつ、意思や希望を表出することが難しい状況に置かれていることも多いことに配慮し、本人の回復を支えながら、本人の意思に寄り添った支援を行うことが必要であること
 - ・ とりわけ、売買春等の性的な搾取・性虐待・性暴力の被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、これらの搾取等の構造から離れ、安心できる安定的な生活を確立し、心身の回復を時間をかけて図っていくことが必要であること
 - ・ こうした困難な問題を抱える女性は、過去の経験の影響等によって持続的な信頼関係の構築が難しかったり、性的な搾取等の構造に再度取り込まれやすい状況にあったりする等の様々な困難を抱えており、安定的に支援を提供し続けることが困難である場合があるが、そうした場合に支援が途切れても繰り返しながら支えていく姿勢をもって、支援に当たることが重要であること
 - ・ また、性的な搾取による被害が「性非行」として捉えられやすい若年女性(児童である場合や妊産婦を含む)については、その背後にある虐待、暴力、貧困、孤立、障害などの問題を十分に踏まえつつ、児童相談所等の関係機関と連携しつつも、

困難な問題を抱える女性に対する支援として、制度の狭間とすることなく対応する必要があること

2. 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

(国の役割等)

- 国は、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の企画・立案、効果的な施策の展開のための調査研究、施策の普及・啓発、関係者の研修、施策の実施に必要な予算の安定的な確保等に努めるとともに、都道府県や市町村(特別区を含む。以下同じ。)の基本計画、施策や取組について情報提供を行う等、都道府県及び市町村に対する支援を行う等の役割を有する旨を記載してはどうか。
- また、基本計画が未策定の市町村等に対して、助言等を行い、その策定を促すことや、都道府県及び市町村による事業の実施状況のばらつきに応じ、都道府県及び市町村に国の補助事業の積極的な活用を促す等の支援を行う役割を有する旨を記載してはどうか。
- さらに、国及び地方公共団体の役割として、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体が運営を継続するにあたっての支援や、女性支援を行う意向のある団体の立ち上げに関する支援等を検討し、実施する旨を記載してはどうか。

(都道府県の役割)

- 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たす機関として、法第8条第1項の定めに従い、基本方針に則して基本計画を策定すること等を通じ、地域の実情に応じて、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開していくことが必要であること、法第3条の規定の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図る役割を有する旨を記載してはどうか。
- また、地域内の女性支援に関する体制が十分な状況であるかを検証し、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置、及び困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重され、抱えている問題及びその背景、心身の状況要に応じた最適な支援を受けられる体制を整備する役割を有する旨を記載してはどうか。
- さらに、広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援を展開する等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組(女性相談支援員の配置状況の見える化や、未配置市町村に対する女性相談支援員の配置等)を促していく役割を有する旨を記載してはどうか。

(市町村の役割)

- 市町村は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒ともなりうる相談機能を果たす機関であるとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護等の制度の実施主体であることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署と連携の上、適切な支援を実施する役割を有するものであること、また、民間団体を含め支援に携わる関係機関間の連携・調整を図り、必要な場合は適切に都道府県につなぐ役割を有する旨を記載してはどうか。
- また、法第8条第3項の定めに従い、基本方針に則して基本計画を策定するよう努めるとともに、市町村内に女性相談支援員を置くよう努め、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働しての女性支援を積極的に担う役割を有する旨を記載してはどうか。

(都道府県・市町村に共通した役割)

- 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、困難を抱える女性への支援に従事する他その他の関係者により構成される支援調整会議を組織するよう努めるとともに、国による調査研究や研修等、予算事業等も活用しつつ、施策の普及・啓発、支援人材の確保・養成や資質の向上、民間団体の援助に努めるべき旨を記載してはどうか。

3. 支援の基本的な考え方

- 困難な問題を抱える女性への支援は、法第3条に規定する基本理念に基づいて、女性本人の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って、アウトリーチによる発見から相談へつないでいくことが重要であること。また、ひとり一人のニーズに応じて、施設等への通所、入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、地域の関係機関等が連携・協働して包括的な支援を実施する旨を記載してはどうか。
- 支援に際しては、次の点に十分留意する旨を記載してはどうか。
 - ① 支援対象者が目指す自立は、経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意志に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものであり、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要な要素である。支援にあたっては、当事者が自己決定できるよう十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワーク支援を行い、利用者に寄り添い一緒に考えていく姿勢が求められる旨を記載してはどうか。
 - ② 多様で複合的な困難を抱える支援対象者の自立に向けての支援は、自立を困難にしている諸要因を理解し、問題解決に向けて包括的に対応していく必要があり、行政機関のみでは対応が届きにくい支援を行っている民間団体との協働が重要であることを記載してはどうか。
 - ③ 当事者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、支援対象者と寄り添い、つながり続ける支援を行うことによって、当事者へ継続的な支援を提供

するとともに、関係各機関につなぐ支援が重要であることを記載してはどうか。

- ④ 各関係機関や民間団体等が十分連携を図りながら継続し、寄り添いながら支援を行うことが重要であるが、支援が途切れても繰り返しつながり支えていく姿勢をもって、支援に当たることが重要であることを記載してはどうか。
- ⑤ 特に、行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない女性の存在に留意し、アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した支援対象者の早期発見への取組を進めることが必要である旨を記載してはどうか。
- ⑥ 支援に関わる者は、支援対象者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人の情報を漏らしてはならない旨を記載してはどうか。

4. 支援に関わる機関・団体等

(1) 女性相談支援センター

- 法で明記された女性相談支援センターの役割を記載した上で、
 - ・ 支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握し、本人の意思を最大限に尊重しながら、その時点において最適と考えられる支援を検討し、実施することが必要であること
 - ・ 関係機関と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たす必要があること
 - ・ 支援方針を決定するためのアセスメントと、可能な場合は当事者が参加した個別支援の計画の策定を行う必要があること、また、アセスメントを行う際は、関係機関からの情報収集や分析、センター内のケース検討会議や支援調整会議等を活用した状況分析や支援内容の検討が行われることが重要であること等を記載してはどうか。

(一時保護について)

- 一時保護の要件等については後述(5の(4))
- 一時保護は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第7項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(令和5年告示第〇号)(※今後制定)を満たす者に委託して実施することも可能であるため、多様な支援対象者のニーズを満たすためにも、同基準を満たす者への一時保護委託を積極的に検討することが重要である旨を記載してはどうか。

(2) 女性相談支援員

- 市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護等の制度の実施機関に所属する者として、庁内関係部署と連携して適切な支援につなげる役割を有し、支援対象者と寄り添い、継続した支援を行うものであること、また、一時保護や女性自立支援施設の利用等を要する者に関しては、都道府県との連絡調整を行うものである旨を記載してはどうか。

- 都道府県の女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性への支援の中核を果たす機関に属する者として、市町村との連絡調整や、一時保護、女性自立支援施設等の利用も含めた支援対象者への支援内容の調整、関係機関との連携等を担うものであることを記載してはどうか。
- また、女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮する必要がある旨、また、女性相談支援員は、支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要であり、長期的な支援が必要なケースも多数存在することに留意することが必要である旨を記載してはどうか。
また、女性相談支援員が非常勤職員であること等の理由により、支援に必要な情報等へのアクセスが制限されていたり、支援に活用すべき他部署のサービス・給付等との連携が図りづらい状況に置かれることは、女性相談支援員の役割を果たすにあたって支障となるため、その役割を十分に果たすことができるよう、必要な情報等へのアクセスや関係部署のサービス・給付等との連携等について、当該支援員が所属する部署の長が十分に配慮すべき旨を記載してはどうか。
- 女性相談支援員は、社会福祉に関する知識や、相談支援に関する専門的な技術・経験を持ち、登用後も研修や勉強会等を通じて継続的に支援のための能力向上に努めることが望ましいこと、個別の相談者が抱える障害や疾病、暴力や虐待被害等の経験等にも配慮しつつ、相談者の意思を勘案した支援ができるようアセスメントを行うものである旨を記載してはどうか。また、女性相談支援員がこうした研修等による能力向上を図ることが可能となるよう、女性相談支援員の職場環境の整備と適切なサポートが重要であることを記載してはどうか。

(3) 女性自立支援施設

- 女性自立支援施設は法において必置とはされていないが、さまざまな課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難であるような者を含め、困難な問題を抱える女性が落ち着いた環境で個々の自立に向けた準備をするための重要な機関であり、各都道府県に設置されることが望ましい旨を記載してはどうか。
- 女性自立支援施設への入所決定は都道府県(女性自立支援センター)が行うが、施設への入所決定前に、支援対象者本人が施設を見学し、事前説明を受ける機会を設けるとともに、入所前に何らかの支援を受けていた経緯のある者については、当該支援(入所前の民間団体による支援を含む)の内容を都道府県において十分に把握した上で、当該支援の提供主体と積極的・継続的に連携することを検討することとするほか、入所前、及び入所後においても、支援対象者の意向を丁寧に確認し、施設内で支援対象者が適切な支援を受けられているかどうかも含めて、入所決定を行った都道府県(女性自立支援センター)が継続的に確認する必要がある旨を記載してはどうか。

- 女性相談支援センターにおける一時保護を経なくとも、女性自立支援施設への入所が可能となるよう、都道府県において入所に関する手続を整備する旨を記載してはどうか。

(4) 民間団体等

- 困難な問題を抱える女性に対し、訪問や巡回、居場所の提供、ソーシャルネットワークサービス等を活用した相談支援やアウトリーチによる早期発見、女性相談支援センターや児童相談所、医療機関や警察等の支援に関係する機関への同行など、各団体の特色を活かした活動により、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行っている民間団体との協働が重要である旨を記載してはどうか。
- 民間団体は、都道府県等と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行う存在として捉えるべきものであり、都道府県等は、当該団体の自主性を尊重しつつ、当該団体がそれまでの活動の中で築いてきたネットワークや支援手法などを最大限に活用できるような支援体制の構築を検討することが必要である旨を記載してはどうか。
- 人材確保が困難であることや運営資金の確保が難しい団体があることや、民間団体が少ない地域もあることから、国及び地方公共団体は、民間団体が運営を継続するにあたっての支援や、女性支援を行う意向のある団体の立ち上げに関する支援等を検討し、実施することが必要である旨を記載してはどうか。

(5) その他関係機関

- 女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもあることから、支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携を図ることが必要である旨を記載してはどうか。
- 地方公共団体及び女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設は、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、市町村の障害保健福祉部局、障害に係る相談支援事業所等、必要な関係機関の間で、十分な連携が図られるよう、配慮する必要がある旨を記載してはどうか。
- 民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員等は、女性相談支援センターや女性自立支援施設等による支援が適切と考えられる者を発見した場合は、積極的に女性相談支援センターと連携することが望ましい旨を記載してはどうか。

※法令の名称は法律を除き仮称

法律

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

政令

女性相談支援センターに関する政令
(旧婦人相談所に関する政令)

(主な内容の例)

- 女性相談支援センターの所長の要件
- 国が自治体に対して負担する費用の範囲
- 女性相談支援センターの包括委任規定

法律

社会福祉法

省令

困難な問題を抱える女性への支援に
関する法律施行規則
(新設)

(主な内容の例)

- 一時保護の要件
- 民間団体と協働して行う支援の方法

省令

女性自立支援施設の設備及び
運営に関する基準
(旧婦人保護施設の設備及び運営に関する基準)

(主な内容の例)

- 女性自立支援施設の設備基準
(構造設備、居室の最低面積等)
- 女性自立支援施設の人員配置基準
(施設長の要件、職員配置等)
- 入所中の支援
(自立促進計画、保健衛生、給食等)

告示

困難な問題を抱える女性
への支援のための施策に関
する基本的な方針
(新設)

告示

困難な問題を抱える女性
への支援に関する法律第
九条第七項の規定に基づ
き厚生労働大臣が定める
基準
(新設)

- 一時保護を委託できる者
の基準

告示

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基
準第○条の規定に基づき厚生労働大臣が定める
給付金

(旧婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四
条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金)

- 施設の設置者が区分管理しなければならない給付
金の種類

1 骨子の法的位置づけ

資料・関係法令の体系について

女性支援新法の目的（1 条）、基本理念（3 条）が、この法の宝。これをどのように具現化するかが一番の問題

基本方針（告示）を上位に位置づけるべき

政省令もこれに拘束されることが明記されるべき

社会福祉法は、省令・女性の自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるにあたっての根拠法となるが、これも、女性支援新法の理念・基本方針に拘束される。

法＝女性支援新法と社会福祉法 65 条（施設基準についての規定）

この法の委任を受けて、大臣告示（公表義務）、政令、省令が発布される予定。

⇒これらの政省令は、新法の目的・基本理念を実施するためのもの

基本方針（7 条）（大臣告示）は、これから発令される関連政省令等の全てに影響を与えるものでなければならない＝政省令の上位にあるものとの位置づけ

⇒基本方針の内容を実施するために、基本計画、政令、省令、告示、通知等が発令される

（告示・法 9 条 7 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、省令「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の施行規則」で定められる、一時保護の要件（どのような場合に一時保護をするのか）等に関するものであり、省令の下につけられるべきものではないのか）

2、基本理念と基本方針と政省令の関係

抽象化された基本理念を施策として方針化するのが基本方針、これをより具体化するのが基本計画であり、これを実行するための法令が政省令。これが時に、実行段階で、政省令、通達や通知で、基本理念と乖離したり、齟齬してしまうことがある。

これを避けるためには以下のことが必要

(1) 基本方針及び基本計画策定(変更)手続きについて

今回、有識者会議が設けられ、基本方針及び政省令の準備過程に、有識者及び現場を担う関係者が集められ、意見出しの機会を与えられている。これを施行準備過程だけのものとせず、今後の手続きにも制度的に保障されているべきである。

・基本方針を変更する場合(7条3項)＝関係行政機関の長に協議

ここに関係民間団体や女性相談員等が入ることをどこかに明記すること

参考例 男女共同参画基本計画

障害者政策委員会

(2) 権利擁護の仕組みの構築・支援の質を公正かつ適切に強化する仕組みの構築

公布後3年(令和7年・2025年)を目途に検討(附則2条1項)

⇒この仕組みの構築は、今後施行される本法の実施状況を判断するにとっても重要。

よって、この検討の推進母体に関係民間団体及び女性相談の現場のものが関わる必要がある。このことを、基本方針に明記すること

(3) 法律の施行の状況についての検討

施行後3年(令和9年・2027年)を目途に検討(附則2条2項)

⇒上同

(4) 基本方針(骨子)の内容

抽象化された基本理念を、それが法定された過程に遡り、立法事実を踏まえたものに書き換える。

基本理念(3条)のキーワード

1項

女性の抱える問題<多様化><複合化><複雑化>していることを踏まえ、

<意思の尊重>

<最適な支援>

<福祉の増進>

<心身の健康の回復のための援助>

<自立して生活するための援助>

<多様な支援>

<包括的に提供>する体制を整備する

2項

<関係機関及び民間の団体の協働>

＜早期から切れ目なく実施＞

3 項

＜人権の擁護＞

＜男女平等の実現＞

これらが護られていない現実があったからこそ基本理念に盛り込まれ、これが法文化されたのであり、その経緯を想起できるよう、より具体的にこれらを基本方針に盛り込むこと。

（５）実施段階で理念と実行が乖離齟齬しないようにするための工夫

- ・理念の具現化の実施例を、可能な限り、基本方針段階で例示すること
- ・現行政省令通達等のどこが問題だったかを意識し、その点を積極的に改変すること。新設政省令であっても従来法令と対比しつつ、実施段階で後退しないようにすること。

以上

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

骨子案 意見

全国女性シェルターネット 近藤恵子

1. 「基本方針」は、現に困難を抱える女性当事者の立場から書かれるべきである。

法律の第三条(基本理念)にある通り、～困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるように～多様な支援を包括的に提供する体制を整備する～ために「基本方針」が示される。

したがって、「基本方針」は困難な問題を抱える女性を主体とする、当事者の人権回復のための具体的実践的指針とすべきである。

2. 基本方針の文言について、「婦人」を「女性」に、「保護」を「支援」に書き換え、民間支援団体の活動を評価整理する。

○第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

1～7 婦人保護事業の現状(婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設)

については、新法の文言通り、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設と書き換え、女性支援事業の現状と課題をまとめる。また、女性支援の現状を整理するにあたって、民間支援団体の活動を評価整理することが必要である。

3. 困難な問題を抱える女性当事者の権利行使について記述する。

○第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

3 支援の基本的な考え方

「困難な問題を抱える女性当事者の権利」について章立てをし、当事者が主体となって回復支援の権利行使を実現する制度であることを明確にする。

法律第三条の一に規定されている ～その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援～ に、どうアクセスできるのか。必要な制度を活用するための手順についてわかりやすいフローチャートを明示し、必要な支援が求められない場合の対応や二次被害に対する対処、苦情処理の仕組みを整備する。

4. 支援主体を支援機関等と書き換える。

「支援主体」を「支援関係機関等」とする。(1)から(5)まで掲げられている機関・団体等が何をするところなのか、何ができるところなのか、その機能・役割・責務を明らかにす

る。

(1) 女性相談支援センター

女性相談支援センターについては、法律第三章の女性相談支援センターによる支援等に規定されている事項のほか、女性相談支援センターが総合的包括的な女性支援の中核的専門機関としてのコーディネートセンター機能を果たす機関であることを明確にすることが必要である。

また、法律第九条の11では ～女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める～ こととなっている。女性相談支援センターのガイドラインには、

- ・ 困難な問題を抱える女性当事者が、いつでも、だれでも、どこからでも、無料で、支援先を自ら選択し、必要な支援を求めることができ、
- ・ 女性相談支援センターは、支援を求める女性当事者を決して追い返すようなことはせず、
- ・ 必ず、何らかの支援につなぐコーディネート機能をはたすことを冒頭で明示する。

(2) 女性相談支援員

法律の第十一条(女性相談支援員)の3にある通り、～その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。～ことから、期限の定めのない専門職員として採用配置する。

(3) 女性自立支援施設

中・長期の回復支援及び自立支援施設として、困難を抱える女性当事者が直接利用できる施設とする。当事者のニーズに応じて、必要とされる支援業務内容を明記する。

(4) 民間団体等

DV、性暴力、性虐待、若年女性、障がい女性、外国籍、LGBTQ、等々、民間支援団体には専門領域ごとに蓄積された支援実績がある。困難を抱える当事者女性は、必要な民間支援団体等に直接アクセスすることができ、その支援メニューを活用することができる。

また、法律第十三条(民間の団体との協働による支援)に明記されている相談その他の支援に関する業務は、女性相談支援センター、女性自立支援施設と同様に、対等な委託契約関係の下で行われなければならない。

5. 支援の内容は当事者の立場から組み立てる。

困難な問題を抱える当事者女性・子どもの側から、必要な支援内容を列挙する。

6. 略

7. 当事者のニーズに対応した柔軟な支援体制を構築する。

当事者にかかわるすべての関係機関が、対等な連携協力関係のもと、当事者を中心とする柔軟な支援体制を構築する。(当事者の必要に応じて、随時ひらかれるケースカンファレンスやワーキングチームの形成など)

8. 人材育成は官民協働で取り組むべき

「特定非営利活動法人全国女性シェルターネット」は、1998 年開設以来、DV・性暴力被害者支援員の養成に取り組んできた。現在、「一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センター」(略称=エンパワーメントスクール)を設立し、DV・性暴力被害者支援の専門職養成事業を展開している。

また「特定非営利活動法人女性の安全と健康のための支援教育センター」は、2006 年から、性暴力対応看護師(SANE)養成講座を 2006 年から開講し、すでに 600 名の修了者がいる。

法律十八条(人材の確保等)に定める、国・地方公共団体の人材確保、養成及び資質の向上に関する努力規定については、すでに先行している民間の人材育成養成事業の成果を尊重し、専門職員としての認定及び積極的採用を実現すべきである。

9. 基本方針の見直しをまたずに取り組むべきこと

法律の附則抄(検討)第二条では、公布後三年を目途として、権利擁護及び支援の質的評価の仕組構築を検討することとなっているが、三年を待たず、法律の施行とともに権利擁護と政策評価の仕組みを整備すべきである。

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に関する意見について

婦人相談所長全国連絡会議

会長 高岸 聡子

1 骨子（案）について

番号	項目	意見
4	支援に関わる団体機関等	・女性への支援にあたっては、生活保護制度、住宅施策、高齢社福祉、障害者福祉、児童福祉、保健行政等の所管部局や事業所の関わりが不可欠であり、その多くを市町村が担っている。 「女性相談支援センターや女性相談支援員が、市町村等の関係部局と連携を取る」という形をとるのではなく、市町村を支援の主体として位置付けることが必要である。
5	(1)アウトリーチ	・アウトリーチは、若年被害女性等支援事業においては、夜間見回りなど、早期発見の手法を指しているが、本来は、家庭訪問など、相談機関から外に出向いての支援全般をも指す用語である。アウトリーチを早期発見に限定した取り組みとして定義するのではなく、長期的・継続的な関わり（例えば、グループホームに入居をした後や施設からアパートへ移行をした後のアフターケアなど）も含むものとして位置付けることにより、長期的な支援に資するサービス・社会資源を増やす方向を示すことができるのではないかと。
5	(2)居場所の提供 (6)生活の場を共にすることによる支援	・支援を要する女性は、安心して生活できる場を必要としている場合も多いが、社会資源が圧倒的に不足している。「生活の場を共にすることによる支援」として、入所施設を提示するだけではなく、見守りのある生活の場（例えば、女性向けシェアハウスやグループホームなど）を社会資源として増やしていく視点を盛り込むことが必要である。 ・「居場所の提供」は、早期発見の次に位置していることから、公的な支援につながるまでの一時的なつなぎの場として想定されていることが考えられるが、緊急的に利用できる宿泊場所やシェルターとしての「居場所」だけではなく、一定期間安心して生活できる場としての「居場所」が必要であり、民間団体への補助等により、こうした資源を増やしていく方向を盛り込んでいただきたい。

2 論点について

頁	項目	意見
3	(対象者) ●性自認が女性であるトランスジェンダー・・・	・「・・・を丁寧に聞き取り」を「・・・を踏まえ」に修正してほしい。
5	(市町村の役割) ●市町村は、支援対象者にとって・・・ ●また、法第8条第3項の・・・	・6行目「必要な場合は適切に都道府県につなぐ」を「必要な場合は都道府県と連携・協働して支援を行う」に修正してほしい。 (都道府県の)一時保護につなげるまでが市町村の役割であるかのような表現になっているが、実際には市町村が支援元として一時保護解除後の自立支援の役割を担っているため。 ・市町村の「福祉事務所」の役割・機能が支援には不可欠であるため、言及してほしい。
5	3 支援の基本的な考え方 ●困難な問題を抱える女性への支援は・・・	・3行目の「アウトリーチによる発見から」を削除してほしい。 支援対象者が支援(一時保護)につながる経路として、年齢層を問わず多いのが警察による保護であり、行政や民間団体によるアウトリーチにあえて限定する必要はないため。
6	3 支援の基本的な考え方 ⑥支援に関わる者は・・・	・「正当な理由なく～個人の情報を漏らしてはならない」を、「個人情報について適切に取り扱うものとする。また、関係機関が連携して支援を行う場合には、個人の情報について共有することが必要となるため、共有する情報の取扱いについてルール化することが望ましい」に修正する。 各種の機関が連携・協働して支援を行うことが想定されており、必要な情報の共有とその取扱いについて規定し、ルールとして共有する必要があるため。
6	4 支援に関わる機関・団体等 (2) 女性相談支援員 ●市町村の女性相談支援員は、・・・ ●都道府県の女性相談支援員は、・・・	・女性相談支援員(現：婦人相談員)は各自治体によって設置状況や担っている役割が大きく異なっている。「市町村」、「都道府県」の括りでの役割付けは現状と大きく相違しており、各自治体が混乱しかねない。都道府県の場合、電話相談の専従者や直接には支援対象者と関わらない業務を担う者もあり、ここに記載されている役割は主に担当職員が行うことが多い。 (修正案) ・基本方針に女性相談支援員の項を設けるのであれば、行政の継続性の観点からも、現行の「婦人保護事業実施要領(Ｓ38.3.19 厚生省発社第34号)第三2婦人相談員(1)～(6)」(※)のような内容を置くこととしてはどうか。
7	(2) 女性相談支援員 ●また、女性相談支援員の任用にあたっては・・・	・後段の「非常勤職員であることを理由に」した業務上の支障について配慮を求める部分は、削除してほしい。 (理由)

		各自治体による女性相談支援員の配置状況や担当業務によっても事情が異なり、最終的に各自治体が組織運営上の観点から判断すべきところであり、基本方針に規定するのは相応しくないと思われるため。
7	(3) 女性自立支援施設 ●女性自立支援施設への入所決定は・・・ (●項目追加) ●女性自立支援施設への・・・	・1行目、8行目「女性自立支援センター」は「女性相談支援センター」の誤記と思われる。 ・施設において自立に向けた支援を行うにあたり、施設の次の生活の場も視野に、市町村・都道府県が長期的に関わっていくことや、必要に応じて(入所前に支援を行っていた団体・機関を含め)外部の機関・団体との継続的な連携を図っていくことが望ましいことについて、追加してほしい。 ・細かい手続き的な内容まで言及してあり、基本方針の内容としては違和感があるため、「入所決定に際しては支援対象者本人の意思や意向を十分確認すること」「支援の経過を十分に把握すること」などを方向性として示すにとどめるよう修正し、「当該支援の提供主体と～継続的に確認する必要がある」までを削除してほしい。
8	(3) 女性自立支援施設 ●女性相談支援センターにおける・・・	・全国一律に一時保護を行うことなく入所措置決定すべき旨を基本方針において規定することは適当ではないため、削除してほしい。
8	(4) 民間団体等 ●困難な問題を抱える女性に対し、訪問や巡回・・・	・前段で、民間団体との連携例を列挙している部分「訪問や巡回、・・・関係する機関への同行など」の中に「一時保護の受託」を加えてほしい。 (理由) 現状において、民間団体との連携で最も大きいのが、一時保護委託やその後の生活支援(母子生活支援施設など)、地域での連絡会議等による情報共有や職員相互の研修等であり、現行の連携も引き続き重要であるため。

※「婦人保護事業実施要領（S38.3.19 厚生省発社第34号）

第三 婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の設置等

2 婦人相談員

- (1) 都道府県は、管内の社会環境等に応じて必要と認められる数の婦人相談員を設置しなければならないこと。
- (2) 市は、売春防止法第三十五条第二項の規定により婦人相談員の設置については任意とされているが、社会環境上その設置を必要とする市にあっては、これを必ず設置するよう指導すること。

- (3) 婦人相談員を設置する場合は、人格高潔で社会的信望があり、かつ、その業務を行うに必要な熱意と識見をもつ真に活動力のある者の中からこれを任命すること。
- (4) 都道府県の婦人相談員は、原則として、婦人相談所長の指揮監督を受け、市の婦人相談員は原則として、福祉事務所長の指揮監督を受けるものとする。
- (5) 婦人相談員は、原則として、社会環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所において、その業務を行うものとする。
- (6) 婦人相談員の担当区域は、福祉事務所の所管区域とし、必要に応じ、二以上の福祉事務所の所管区域を担当することができるものとする。

2022年11月28日

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針 骨子（案）」をめぐ
る意見書

特定非営利活動法人 BOND プロジェクト
橘ジュン

令和4年11月7日に本有識者会議の第1回にて示されました「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針の骨子（案）」（以下、骨子案という）について、行政や公的機関と連携しながら若年女性支援に携わってきた民間団体の立場から骨子案の目次に沿って以下、意見を申し上げます。

なお、意見書においてこれまで関わってきた女性の具体例を付記しますが、プライバシーに配慮して事実関係を一部ぼかして記述します。

●民間団体の特色を生かした支援の有用性を明記する

骨子案の「第2-1 基本理念」「第2-2 国、都道府県、市町村の役割分担と連携」、「第2-4（4）民間団体等」において、民間団体と行政が対等な立場で協働していくことにとどまらず、その必要性がどうしてあるのかまで書き込むことが、全国の地方自治体の理解を深め、対等な協働の実効性を高めるのではないのでしょうか。

骨子案には例えば「民間団体等の特色である柔軟性のある対応や、これまで蓄積された知見・育成されてきた人材は、女性支援を進める上で有効である。この点を踏まえ、民間団体等と行政は双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められる」といった趣旨の記述が考えられます。

これまでの支援経験から、民間団体の柔軟性が女性本人にとって有用だった例は数多く存在します。その一例を紹介します。

○公的機関の面談に民間団体の同席が必要であったケース

幼少期から虐待を受け、そのトラウマから体調不良や精神疾患を発症し、働くことができず、住む場所も失っていた。公的機関に相談したい気持ちはあるが、複雑に絡み合ういくつかの問題を抱えており、それらを言語化し、窓口で適確に伝えるには困難を伴い、相談することへのハードルが高く感じていた。

そうした本人の状態・状況も踏まえて丁寧な聞き取りを行い、時間をかけて関係性を築き、女性相談の面談に同席した。本人が上手く話せない部分を補足・代弁し、支援に繋がることのできたが、日頃から対人関係に強い不安も感じており、初めて会う人に上手く話そうと思

うと極度の緊張状態となってしまうため、硬直し、涙を浮かべながら話していた。

○公的窓口にて民間団体の同席を断られ支援に繋がらなかったケース

強い希死念慮を訴え、自殺防止対策事業の SNS に相談があった。背景には家族からの虐待があり、金銭の搾取もあった。このまま家には体調が悪化する一方で、自立を目指すことも困難であるため、公的な支援を受けたいと希望していた。

女性相談の面談に同行し、本人の希望もあったことから同席を願い出たが、受け入れられなかった。そのため、本人が1人で相談することとなり、公的シェルターへの入所も希望していたが、「体調を整えて、仕事をしてお金を貯めて一人暮らしできるようにしてください。」と言われ、支援を受けることができなかった。

○具体的な支援を受ける決断ができないがハイリスクな状況にあるケース

家族からの虐待やパートナーからの DV に悩み、逃げたい気持ちがある一方で、学校や仕事から離れたくない気持ちや強い孤独感のため、暴力がある場所からも離れられずにいた。不安定な対人関係の中で希死念慮が強くなり、リストカットや過剰服薬（摂取）を繰り返していたが、支援を受ける決断ができなかった。

困難を抱え支援を必要としていても、支援を受けるためには大きな決断をしなければならず、そこに至るまでに揺らぎの時間が生じた。本人のタイミングも考慮し、揺れ動く気持ちに寄り添いながら、これ以上、孤立や危険を重ねないようにサポートした。

○制度のはざまにこぼれ落ちてしまったケース

虐待を受け、家から逃げたいと思っていた。高校3年生であり、児童相談所に相談したが、18歳になっていたため対応ができないと言われ、女性相談にも相談したが、「高校に通いながら逃げられる場所はない」と言われてしまった。

遠方からの相談であったため地域の民間団体に繋いだところ、学校とも連携し、高校にも通い続けながら衣食住の支援を受けられることになった。

○行政が若年女性への支援に後ろ向きなケース

同棲する交際相手からの DV に悩み、親は金銭的援助を拒否するなど実家にも頼れない状況だった。女性相談支援員に相談したが、「戸籍上の住所地の自治体で相談してほしい」「公的なシェルターは制限があり厳しい。シェルターは殺されそうな人がいくところ。全部を捨てて入るところ。親もいない人がいるから、あなたはまだマシ」などと相談支援員は答え、最終的に若年女性の支援はしていないという趣旨の発言があった。本人はこうした説明を受け、愕然として泣いていた。また、相談支援員による本人への聞き取りは「～だよな」と決めつけたような聞き方が目立ち、本人が「NO」と言いづらい質問の仕方が目立った。本人は一人暮らしの希望を持っていたのに、相談支援員はそうした本人の意向を聞き取れてい

ない状況で、実家に帰るようにと発言していた。

このように SNS 相談が入り口となり、全国から民間団体の支援を必要とする相談が届きますが、民間団体が全国的に不足しており、支援が必要だと思っても資金や人材不足のために取り組むことができないという声も地方の団体を中心に届いていることから、民間団体の掘り起こしや立ち上げが同時に求められると考えます。

●民間との「対等」な協働が意味することをより具体的に盛り込む

骨子案の「第2-3」ないし「第2-4（4）民間団体等」、「第2-5（1）早期発見・アウトリーチ」、「第2-5（2）相談支援」、「第2-6 支援の体制（2）民間団体との連携体制」において、民間団体等と対等な立場で連携について言及されるものと考えます。その際、対等な協働という言葉が抽象的な概念にとどまらず、支援現場に引きつけて具体的にどのような内容を意味するのかを簡潔に言及することが、都道府県の基本計画作成やその後の本法律にもとづく支援がより円滑に、かつ実効性の高いものになるのではないのでしょうか。

私たちのこれまでの経験をもとに申し上げれば、行政と対等な協働を進めていく時の課題を感じる場面がありました。女性本人に BOND を紹介するだけで、本人に関する情報提供が一切ない、これまで行政機関が本人にどう関わってきたかといった経緯の引き継ぎがない、本人への支援にかかる費用について一切の公的支援がない、といったケースが散見されます。

○役所からの情報提供もなく、紹介のみで困難な状況の女性が繋がってきたケース

住む場所を失い、SNS で繋がった男性や街頭で声をかけられた男性を頼って寝泊まりする場所を確保している、所持金もわずかしかないと相談があったため、緊急的に BOND シェルターで受け入れ、状況の聞き取りを行い、後日女性相談に繋いだ。

BOND プロジェクトを知ったきっかけは役所からの紹介であった。自分で役所の生活相談に行ったが、女性専用の宿泊所がないとのことで支援を受けられず、ネットカフェ代を渡され、以前の住まいがあった地域に帰ることを考えるように言われた。その際、BOND プロジェクトの紹介も受けたとのことだったが、役所からの情報提供はなく、連携を取ることもできなかった。

○役所から「たらい回しにされた」と、疲弊して相談に繋がったケース

子どもの頃から親からの虐待を受け続けており、家を出る決意をした。

職場の所在地にて相談に行ったが、必要な処方薬を持っていなかったため、その日は公的シ

ェルター入所に至らず、友人宅に泊まることとなった。

職場の所在地と居住地の都道府県が異なることから、居住地の男女共同参画センターについて情報提供を受け、翌日改めて相談に行ったが、「配偶者暴力の相談しか受けていない」と言われ、BOND プロジェクトを紹介された。

家を出る決意をして相談に行ったが、たらい回しにされ、疲弊していたこともあり、BOND シェルターで緊急的に受け入れ、後日女性相談に繋ぎ、公的シェルター入所に至った。

こうした例は、何よりも女性を中心にした支援を進める上で、女性本人を当惑させ、不信感を抱かせる懸念が小さくありません。

女性本人を真ん中においた支援を、民間団体等と行政が対等な立場で協働して進めていくため、骨子案の関係各所において対等な協働の例示として「連携する民間団体等が円滑に支援を進め、何よりも女性本人に不信感を抱かせることのないように、民間団体等への情報提供や引き継ぎ等を積極的に行うように努める」といった記載が必要だと考えます。

●支援に繋がった後も孤立させないために、官民それぞれの強みを活かした連携が必要である

骨子案の「第2―5（3）被害回復支援」、「第2―5（6）自立支援」、「第2―5（7）アフターケア」において、当事者の孤立を防ぎ、また経済的な意味に留まらない自立支援といった観点からも、官民の連携が不可欠であると考えます。

生活保護等の公的支援に繋がっていても困窮状態が続いているため、民間団体に支援を求められるケースもあるほか、既存の支援だけでは孤立の問題が残ってしまい、金銭的な支援だけではなく、制度に繋がった後もきめ細やかなケアが求められ、民間団体とも連携して就労、回復支援等を行なうことでより手厚いサポートができると考えます。

○制度を利用しているにもかかわらず孤立しているケース①

グループホームに入所し、生活保護を受けながら生活しているが、保護費を多く受け取りすぎている時期があり、その返金対応のために翌月はわずかしか保護費が入らないかもしれない、入所しているホームの職員との関係が良くないため相談もしづらく、どのように生活すればいいかわからないと相談があった。

スマホ代、交通費、グループホームの利用料を払うと残金なくなるため、昼食が食べられない日があるとのことだったため、緊急的に食料を送った。

○制度を利用しているにもかかわらず孤立しているケース②

元夫からのDVがあり離婚。子供たちを引き取り、生活保護を受け、児相とも関わりながら

生活している。児童手当が入る関係で保護費がいつも通り支給されない月があり、手持ちが数百円しかないと言った。次の保護費が入るまでに日があり、食費も交通費もないとのことだったので、緊急的に食料、日用品の物資支援を行なった。

必要なものにしかお金を使っていないが、ギリギリの状態です。やりくりしているため、入金が遅れるとその間を繋ぐことができない。役所の担当にも状況を説明し、相談したが、何も対応はしてもらえなかった。

○制度を利用していても孤立しているケース③

生活保護世帯で育ち、親からの虐待もあったことから18歳になったタイミングで家を出ることとなった。宿泊所やグループホームに入所したが、1人で過ごす時間が多く、強い孤独感が希死念慮に繋がっていった。寂しさと暇な時間を埋めるためにSNSで繋がった男性と体の関係を持ち、ホストにも通うようになった。店に通うために生活保護を抜け、風俗で働くようになったが、体調が優れない状態が続いている。生活保護を抜けたため、宿泊所からも出ないといけなくなり、働いている店の待機所で生活することになった。

もう一度生活保護を受けたい気持ちもあるが、ホストから離れることで強い孤独に襲われる不安があり、踏み出すことができない。

●遠隔地で保護した場合の費用負担のあり方を考える必要がある

骨子案「第2-5(4)一時保護」において、支援対象となる女性本人が戸籍上の住所から離れた遠隔地で一時保護するケースが考えられます。また、SNS相談等を入り口にして遠隔地の民間団体等が先に関わり、居所のある地域の民間団体等につなぐケースも一方で想定されます。

これらの場合、共通するのは支援に関わる民間団体等が所在する地方公共団体と、支援対象となる女性の居所または戸籍上の住所がある地方公共団体が異なるという点です。都道府県が異なるケースは少なくないでしょう。こうした実態に即して、支援にかかる費用はどのように地方公共団体の間で、もしくは民間団体どうしの間で受けもつのか、一定のルールが必要ではないでしょうか。

○繋いだ先の団体への費用負担が必要になったケース

SNSに遠方から相談が届いた。家族からの暴力があり、家を出たいが行く宛がないとの相談であったため、地域の民間団体に繋ぎ、連携対応を行なった。本人が学生で収入を得ていないこともあり、日常生活を送るための様々な費用が必要であった。

繋いだ先の団体からは予算が少ないとの相談を受け、一部費用を補ったが、事業継続が難しい状況であるとのことだった。

●民間団体の安全を守ることを明確化する

骨子案「第2―6（2）民間団体との連携体制」において、民間団体が支援を進めていく上で、女性の関係者等から民間団体等に嫌がらせ行為、示威的行為、脅迫や暴力が行われる可能性を十分考慮して、民間団体等を守る視点が必要と考えます。具体的には、この項目に書き込む連携体制を構築する際の注意点として「連携する関係機関は、民間団体等が非公開としている所在地、連絡先、民間団体の構成員の氏名等について、外部への漏洩がないように配慮するものとする」といった記載を盛り込んで頂きたいと考えます。

○役所、警察から繋がり、民間団体の安全性が守られていないと感じたケース

他府県の役所から BOND プロジェクトを紹介されたとのことで、相談を受けた。公的シェルターへの入所を希望していたため、BOND シェルターにて1泊し、翌日女性相談に繋いだ。

親が捜索願出していたため警察からの連絡を受け、「親が心配している、今後連絡が取れなくなることを不安がっている」などの理由から、BOND プロジェクトの名前を親に伝えてもいいかとの確認を受けた。本人が BOND シェルターを離れた後も親からの連絡があったり、弁護士を通して書類が届いたりしたため、各関係機関や弁護士とも連携を取るなどの対応を迫られた。

また、DV や虐待、ストーカーなどの被害を受けている女性の支援をするにあたり、加害者との接触のリスクを伴う支援を求められることも想定されます。行政と民間の連携事例として、DV 加害者の追跡があるかもしれない案件に対し、行政では対応できないため民間支援団体に相談をして対応してもらったと報告されているケースもありました。民間団体は行政の下請けではなく、民間団体が対応する場合であっても安全の確保は守られなければなりません。

●支援を途切れさせないために必要な連携を明記する

骨子案「第2―7 支援調整会議」において、これまで必要がありながらも連携がスムーズに取れていない機関を支援調整会議の構成員として明記してはどうでしょうか。とりわけ若年女性においては、18歳になると児童相談所の支援を外れることとなり、引き続き支援を必要としていても、支援機関同士の連携が取れていないために支援がぶつ切りになってしまうケースが多発しています。

また、事業を利用する女性たちの中には依存症や精神疾患、発達障害などによる問題を抱え、精神保健福祉法の対象となるケースも多いと考えられます。精神保健福祉センターとも連携を取りやすくする体制を整えることで、女性たちの選択肢も広がるのではないのでしょうか。

○児童相談所の支援があっさり終了してしまったケース

虐待のため児童相談所に保護されていたが、脱走や退所を繰り返しており、18歳になると次の支援につながることもなく、児相での支援が終了した。その後はSNSで繋がった男性宅を転々として生活を繋いでいたが、精神状態が悪化し、希死念慮が強くなった。自殺企図があり精神科で入院しているが、退院後に行く先がない。そのままでは虐待を受けていた実家に帰らなければいけなくなるため、それを懸念した病院から相談を受けた。

○ODをして施設に居られなくなってしまったケース

子どもの頃から虐待を受け、家に居場所がないことから、本人の希望で婦人保護施設に入所した。しかし、気持ちが不安定になった時にOD（過剰服薬）することがやめられず、施設を出なければいけなくなってしまった。精神科の入退院を繰り返しており、病院とも連携を取りながら支援していくこととなった。

女性支援法への期待と これからの連携について

-生活保護制度・生活困窮者自立支援
制度との連携の視点から-



明治学院大学

社会福祉学科
新保美香

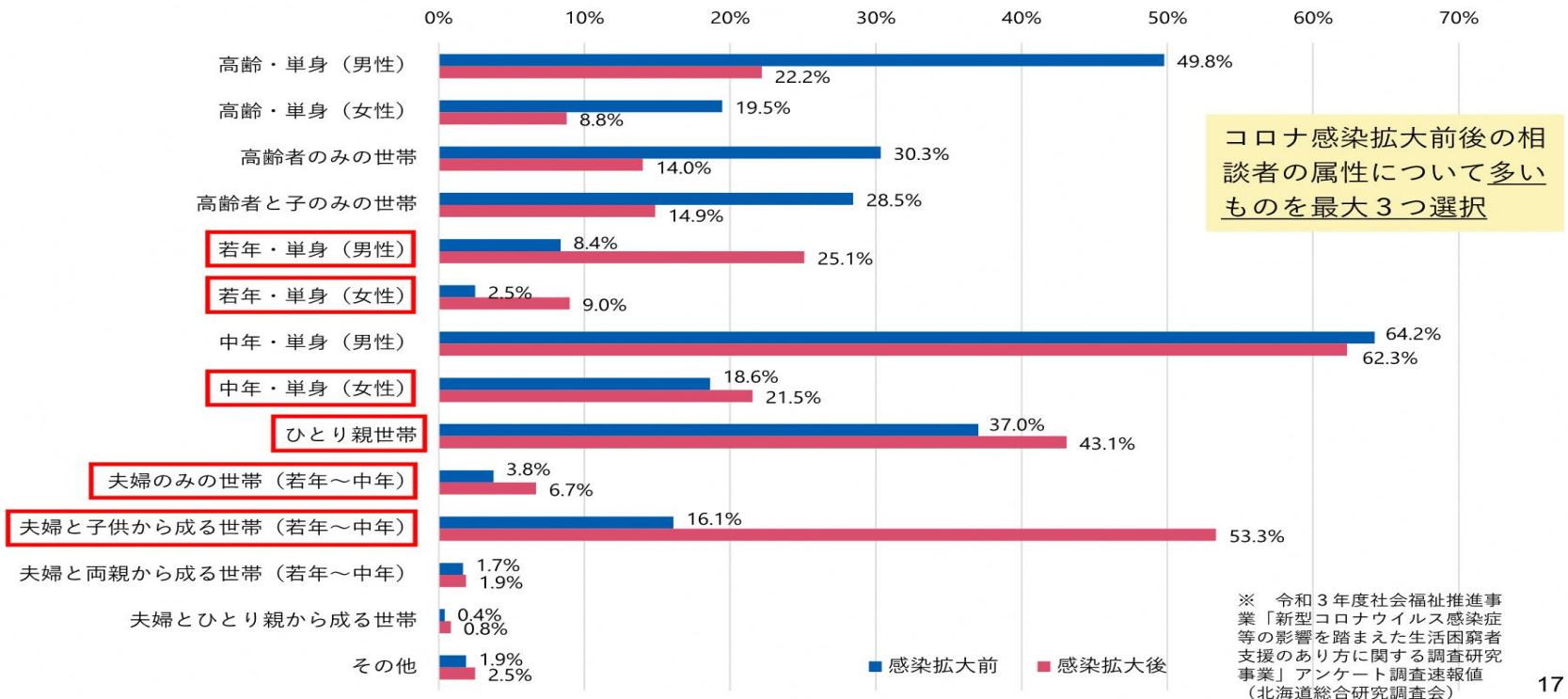
はじめに

- 本日はこのような機会を頂き感謝いたします。
- 「生活保護制度」及び「包括的な相談支援」（「断らない相談支援」）を目指して実践している「生活困窮者自立支援制度」の現状や審議会部会での議論をふまえてお話します。
- 今後どのように連携しながら、困難な問題を抱える女性を「共に」支援していくことができるか、皆様の検討の一助となれば幸いです。
- どうぞよろしくお願いいたします。

1. 生活困窮者支援における困難な問題を抱える女性の現状（生困）

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（世帯類型）

○ 若年・単身の男女、中年・単身女性、ひとり親世帯、夫婦のみ世帯、夫婦と子供から成る世帯について、感染拡大後に「多い」と回答した自治体のほうが多かった。

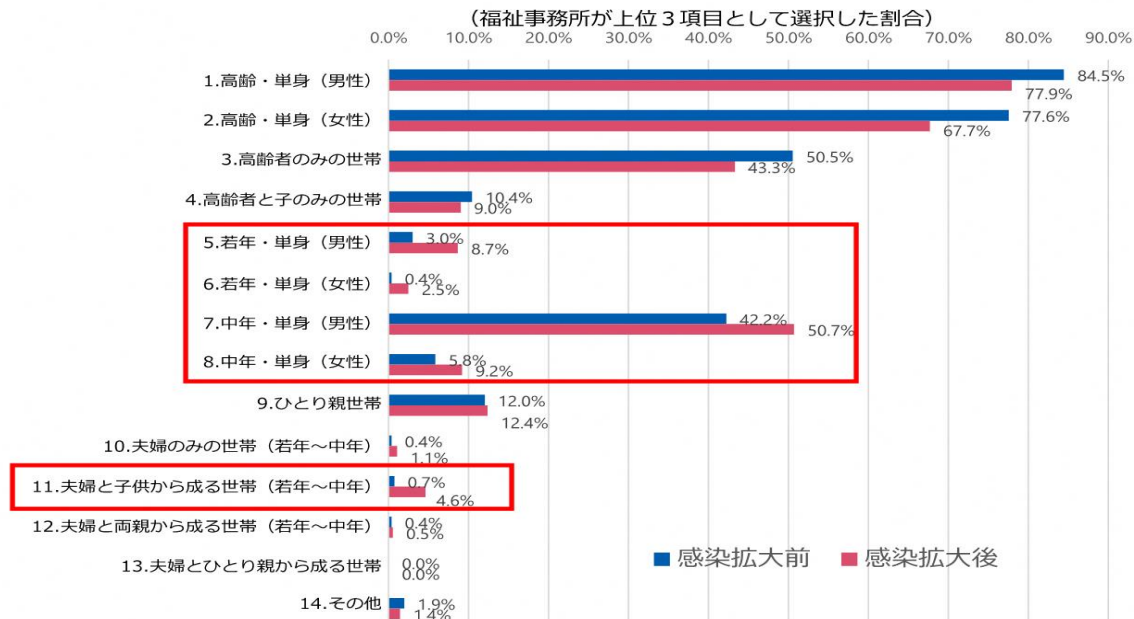


1. 生活困窮者支援における困難な問題を抱える女性の現状（生保）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の変化 ―相談者の属性―

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活保護の相談に来る方の属性を比較すると、感染拡大後の方が、「中年・単身（男性）」が8.5ポイント、「若年・単身（男性）」が少ないものの5.7ポイント高くなっている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の属性（n=566）



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

※ 福祉事務所にアンケートを行い、「感染拡大前の相談者」「感染拡大後の相談者」それぞれについて、「相談者の属性」として多いものから順に3つ選択する形式で回答。23

2. 「女性支援法」への期待

- 新法の意義は、困難な問題を抱える女性の人権、尊厳、意思が尊重される中で、女性福祉の理念に立脚して、支援の充実がはかれることであると思います。
- 「女性支援法」が、当事者を主体とし、他領域他制度と有機的な連携をしながら、女性の困難な問題の解決に止まらず、個々の女性の福祉（しあわせ）を実現するための支えとなり、大きな推進力となることが期待されます。

3. 困難な問題を抱える女性への支援に向けた連携に向けて

- 他領域他制度との連携は「女性支援法」が縦割りの1つの制度とならないため、そして、制度・支援者・当事者が孤立しないためにも、極めて重要であると思います。
- 「地域共生社会の実現」に向けた取組みに「女性支援法」がどのようにかわるか、支援において密接な領域である生活保護制度、生活困窮者自立支援制度と、いかに連携を進めるかは、課題であると考えます。

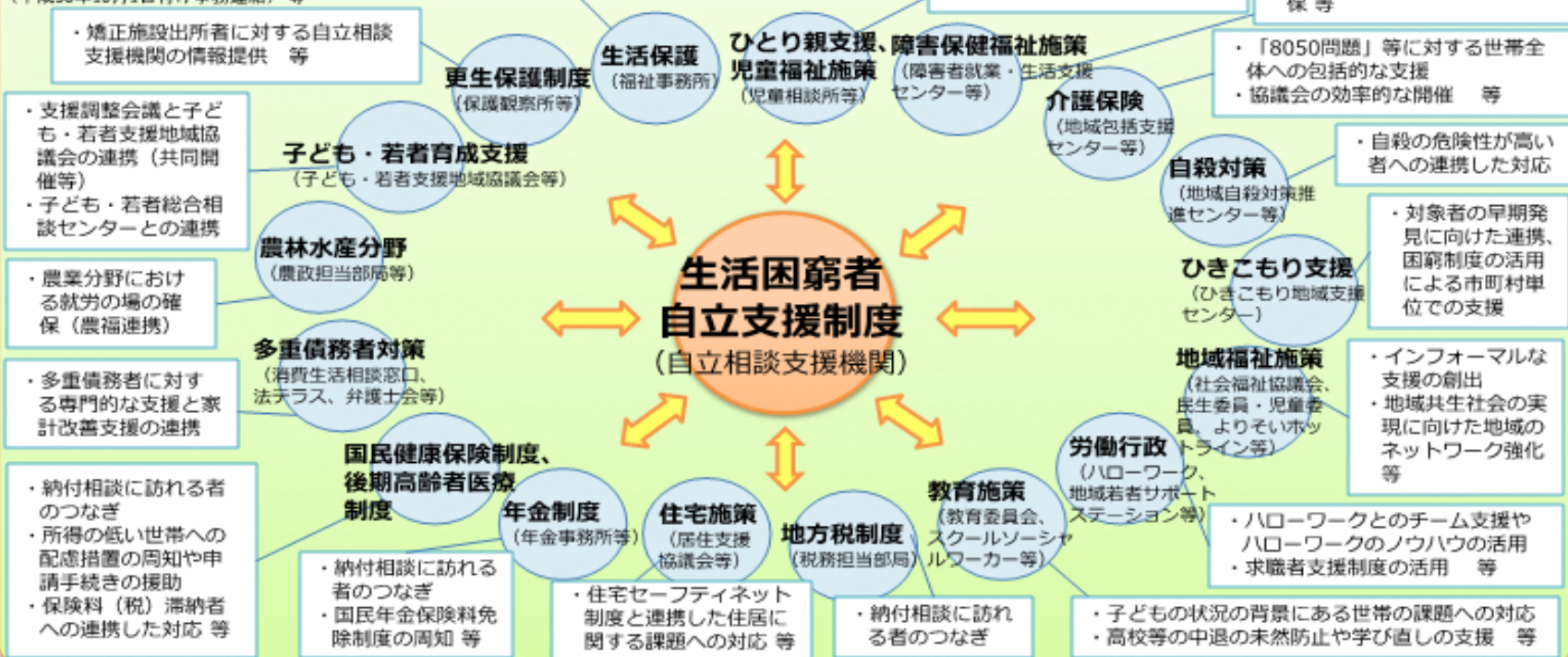
<参考資料1：他制度との連携>

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知（注）で示した連携の例

（注）「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」（平成30年10月1日付け事務連絡）等



コロナ禍で顕在化した新たな相談者層（個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等）や支援現場の実態、他制度の状況等を踏まえ、上記以外の制度との連携のあり方や、すでに発出している連携通知の内容について検討。

<参考資料2：会議体同志の関係>

支援に関する会議体同志の関係について

- 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対し、関係機関同士で連携しながら援助を行えるようにする観点から、福祉事務所と関係機関との間で支援の調整や情報共有を行うための新たな会議体を設置できるようにすることを検討。
- 被保護者の課題の全体像を把握した上で、各種支援の利用に向けたコーディネートを行うための中心的役割は、ケースワーカーが担う必要がある。このため、新たな会議体は、生活困窮者自立支援制度上の支援会議とは別に、生活保護独自の制度として設ける必要があるのではないかな。
- 一方で、重層的支援体制整備事業（重層事業）は、被保護者を含む地域住民の支援ニーズに広く対応するための事業であることを踏まえると、新たな会議体を設置する代わりに、重層事業の支援会議を活用することは可能と考えられる。ただしその際には、コーディネーターとしてのケースワーカーが議論を主導することができるよう留意する必要があるのではないかな。

各会議の関係（イメージ）

新たな会議体の設置を検討（生活保護制度）

- ・設置主体：保護の実施機関（福祉事務所）
- ・構成員：地域の支援関係機関や事業の委託を受けた者等
- ・主な目的：被保護者の援助に関する計画を作成する際の関係機関等との調整・情報共有
- ・情報共有の対象：被保護者（被救者の関係機関との緊密な連携が必要と福祉事務所が判断した者）

支援会議（生活困窮者自立支援制度）

- ・設置主体：福祉事務所設置自治体（困窮制度主管部局）
- ・構成員：地域の支援関係機関や事業の委託を受けた者等
- ・主な目的：関係機関の情報共有による要支援者の早期把握・支援体制の検討
- ・情報共有の対象：生活困窮者（※1）

地域ケア会議（介護保険制度）

（自立支援）協議会（障害福祉制度）

要保護児童対策地域協議会（子ども施策）

支援会議 （重層的支援体制整備事業）（※2）

- ・設置主体：市町村
- ・構成員：高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等各分野に関する関係者
- ・主な目的：地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する新たな包括的な支援体制の整備
- ・情報共有の対象：地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯

※1 保護廃止が見込まれるものの地域から孤立している等の一部事業では、保護廃止後に再び最低限度の生活を維持することができなくなることがないよう、例外的に、現在被保護者であっても、生活困窮者自立支援制度の支援会議による情報共有の対象となることがある。

※2 重層的支援体制整備事業は任意事業であることを踏まえると、制度としては、生活保護独自の会議体を設置する必要があるのではないかな。

4. よりよい支援・連携に向けて ①

(1) 理念の共有

- 女性支援法の関係者はもとより、連携する人々とも理念を共有することが大切です。
- 理念の具現化は容易でないことを前提として、関係者全員が「理念」と「理念を実現するための倫理・基本姿勢」を共有し実践できるような不断の取組みが不可欠です。

（生困制度では国研修が理念をふまえた実践を広げるプラットフォームになっています。研修は国が責任を持って実施する方向。行政の制度所管担当者と支援者が共に学ぶ場とすることが重要。）

4. よりよい支援・連携に向けて ②

(2) 連携のあり方

- 「連携」とは「面識を持つ者同士が、相互理解のもとで物事に一緒に取り組むこと」です。
- 「つなぐ支援」ではなく「つながる支援」をしないと制度・支援者・当事者が孤立します。
- 切れ目のない支援には「のりしろ」が必須。
- 当事者を置き去りにしないこと。本来、いかに連携するかは、個々の当事者の状況により異なることを再確認する必要があります。
(「役割分担」が、支援者目線の「割り振り」にならないように...。)

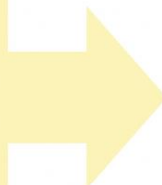
<参考資料3：連携の考え方>

連携の促進について

- 連携における「顔の見える関係」には、①顔が分かる関係、②顔の向こう側が見える関係、③信頼できる関係の3つの内容が含まれる。①の関係でなく、②や③の関係を築くことにより、連携が円滑になる。
- 地域連携の促進要因は、地域の中で「話す機会がある」ことであり、考え方や価値観、人となりが分かるような話し合いの機会を継続的に地域の中に構築することが有用。

「話す機会がある」

グループワーク・日常的な会話・患者と一緒に診ることを通じて、性格、長所と短所、仕事のやり方、理念、人となりが分かる



出典：森田達也ら「地域緩和ケアにおける「顔の見える関係」とは何か？」（『Palliative Care Research』7巻1号, 2012年, P.323-333）より作成
（参考：Optim's-pt 上原久氏作成資料）

4. よりよい支援・連携に向けて ③

(3) 支援に必要とされる用語や概念の正しい理解と共有

- 例1：「援助」「支援」「自立」とは？
- 例2：「自己決定」（の原則）とは？

⇒＜「自己決定」（の原則）について＞

「自己決定」は「相談者本人が自分で決め、決めたら自分で責任をとること」ではない。（×）

本来の原則は、支援者が「本人が決めるプロセスを支える」こと。（○）
本人の決定は変化する。気持ちの「揺れに付き合う」ことや、
支援者が「自己決定のあとを担保する」ことも、重要である。

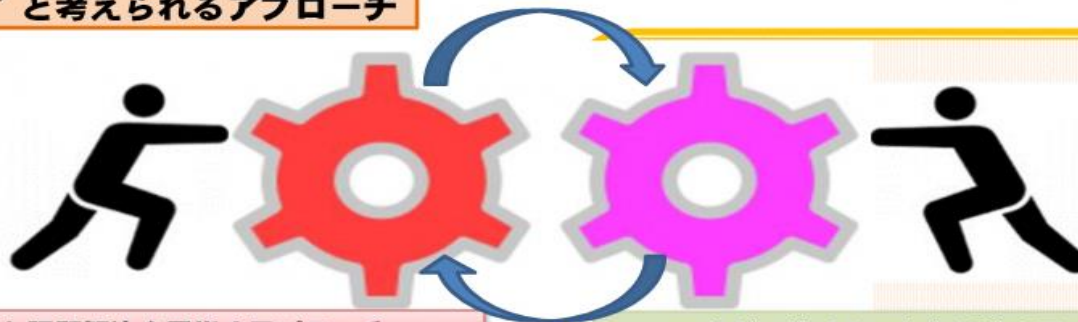
（参考文献：『生活困窮者自立支援法自立相談支援事業従事者養成テキスト』中央法規出版、2014年、P156～159。）

4. よりよい支援・連携に向けて ④

(4) これからの対人援助のあり方

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

おわりに

- 女性支援（福祉）の領域では、まだまだ、当事者が声をあげることが難しい状況にあると思います。しかし「当事者の声」こそ、支援を良質なものとするための、重要な鍵になると考えます。
- 「理念」を支援に関わる方々の「灯」に、「当事者の声」を大切にしながら、他領域他制度とつながり、新法にもとづく「新たな支援」を展開していただくことを願っています。 本日はありがとうございました。

<参考URL>

- 社会保障審議会(生活困窮者自立支援及び生活保護部会)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_443308.html

- 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04612.html

- 困窮者支援情報共有サイト：みんなつながるネットワーク（厚労省委託事業）

<https://minna-tunagaru.jp/>

尊厳を奪われた女性が生まれてきたことを 生きてきたことを 誇りにできるような

尊

重と敬意が根底にある法律となるように

アフターケア相談所ゆずりは 高橋亜美

●アフターケア相談所ゆずりはの活動を通して見えてきた困難な問題を抱える女性への支援の実態と課題

① 相談者の年齢は10代20代の若年層のみならず、30代、40代、50代の女性の相談も数多い。

② 支援に繋がった人のほとんどが継続的なサポートを必要としている。相談者は増える一方。

相談窓口や支援機関（支援者）からの二次被害 「窓口がこわい」被害を疑われるような発言。

「どうしてもっと早くに相談しなかったの？」 「被害を受けた証拠はあるの？」

「嫌だと相手に伝えないとわからないよ」「そんな態度だと相談がすすめられない」

③ 全国から届く相談

④ 必要としている支援と提供される支援の不一致

安全が優先され、我慢することを強いられる場所への拒否感を示すと。。。

生活保護を受け地域で生活したいのにできない 生活する場所を自分で決めることができない

⑤ 支援の道すがりが不透明 相談者が主体でない

綱渡りのような手続き 自由に連絡が取れない 自治体・担当者によって対応が異なる

⑥困難な問題を抱える女性の支援のための公的な資金が全くない。

●支援現場で新法に期待すること

○「自分のからだと心は自分だけのもの」 人権、性といのちの学びを幼少期・義務教育から。

被害も加害も防止する視点で。

○性虐待・性暴力被害者への医療費の保障

○避妊や中絶、妊婦健診、出産費用の無償化

○大学や専門学校の給付型奨学金の利用や資格取得等の（本人が希望する）費用のサポート

○女性自立支援施設への入所手続きの透明化と簡素化 利用者への十分な説明と利用者の自己選択を

○困難な問題を抱えた女性の一時保護が、民間支援団体もできるように。たらい回しにされない、安心して
きる機関でワンストップの支援と手続きを！（支援対象者を女性だけに特化している団体のみならず）

○安心安全に暮らす場所の提供をもっと柔軟に、迅速に、自由に！！

・相談者自身が選択できる ・お試しの見学宿泊 ・状況に応じて（何度でも）変更できる

※安全なシステムと共に、専門家（ケアワーカー、医師、看護師、心理士）が常勤。宿泊場所や食事の提
供など入所者が一人暮らしの準備ができる。女性自立支援施設等

※一人暮らしの安心は守られながら、何かあった時にはすぐに人が呼べる管理人型のグループホーム

※生活保護や障害年金を受けながら、安全で通院等にも便利な地域で、一人暮らしをしながら安心できる
支援機関のデイケアに通うなど

○児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）が柔軟に活用されること

※対象者は20歳未満の児童及び20歳以上の措置解除者

○社会的養護自立生活拠点事業（社会的養護のアフターケア事業）実施団体等、

困難女性支援の実施を多様な支援団体が担えるように。

○民間支援団体へのと予算配分の透明化

○支援者、支援団体が孤立しない、つながり信頼と安心を育める機会を

虐待・DV 家族に住所を知られたくない人のために <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/537/>

遠藤良子 プロフィール

NPO法人くにたち夢ファーム Jikka責任者

社会福祉法人かいゆう理事長

1985年より、東京都国立市で、子どもの登校拒否問題、子どもと女性の悩み相談などの地域相談活動始める。

2006年より、越谷市、鶴ヶ島市、武蔵野市などの女性相談員を務める。
現・八潮市女性相談員

くにたち夢ファームJikkaとは

DV被害者、貧困による生活困窮者、シングルマザー、高齢単身者、精神障害を抱える方、家に居場所がない若年者、外国籍の方など、社会構造による困難と生きづらさを抱える女性と子どもたちに、シェルター／コミュニティ／生活の場を提供し、当該女性たちが自立し主体的に生きていくための支援を行っています。



活動内容

1

相談事業

DVや貧困など困りごと相談対応、主体的な自分を取り戻し自立していくための相談事業

2

パーソナルサポート事業(国立市との協働事業)

避難・転宅支援、役所・病院・裁判所などへの同行支援、家事・育児・金銭管理などの生活支援

3

UR都市機構との提携居住支援事業

Jikka × UR都市再生機構 × 国立市社会福祉協議会の三者連携による困難を抱える女性への居住支援

4

広報・啓発事業「DV問題をひらく」

DVなど女性の生きづらさについての広報・啓発

5

オープンカフェ

誰もが気軽に立ち寄り交流できる居場所、講座やイベントの実施など

6

食の支援

利用者への昼食提供、フードパントリー、多子家庭への食事づくり支援

7

ハンドメイド部

生きづらさを抱えた女性たちが作品を作り、交流する場。 ネット販売【minneリンク】の支援も実施

相談件数(のべ):
平均約100件/月

2021年実績:
1230件

女性の困難

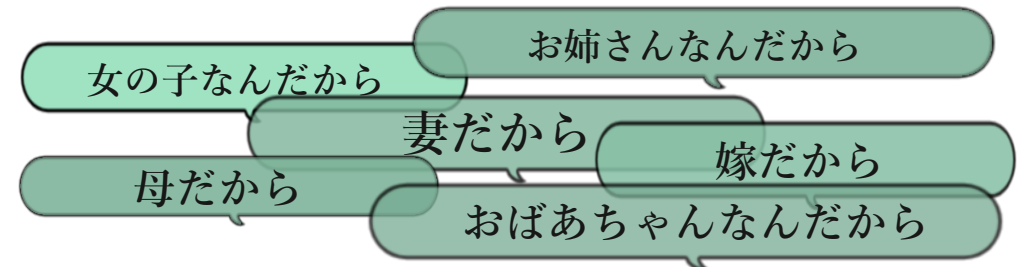
社会的に抑圧されている象徴としての

**女性の困難とは、
個人の問題ではなく
社会構造の問題である。**

問題は一時的なものではなく、
表面化した事象を解決すれば終わる
ものではない。

女性であるがゆえに受ける、女性の困難

この社会を生きる上でつきまとう女性への蔑視や偏見とのたたかい
他者とも自己とも一生たたかわねばならない困難



優しく、目立たず、常に周囲に気を遣い、
他人をケアする存在としての役割

自分のためではなく、**誰かのために役立つ存在**でなければ価値がない

女性の困難

誰かのために役立つ存在？

- ・結婚・出産・家事育児・介護・看取り等の**ケア役割**
- ・性別役割分業の担い手としての存在価値がなければ家庭でも社会でも認められない。
- ・自分の人権よりも誰かの「人権」のために生きる役割



性暴力 DV

セクシュアルハラスメント

パワーハラスメント

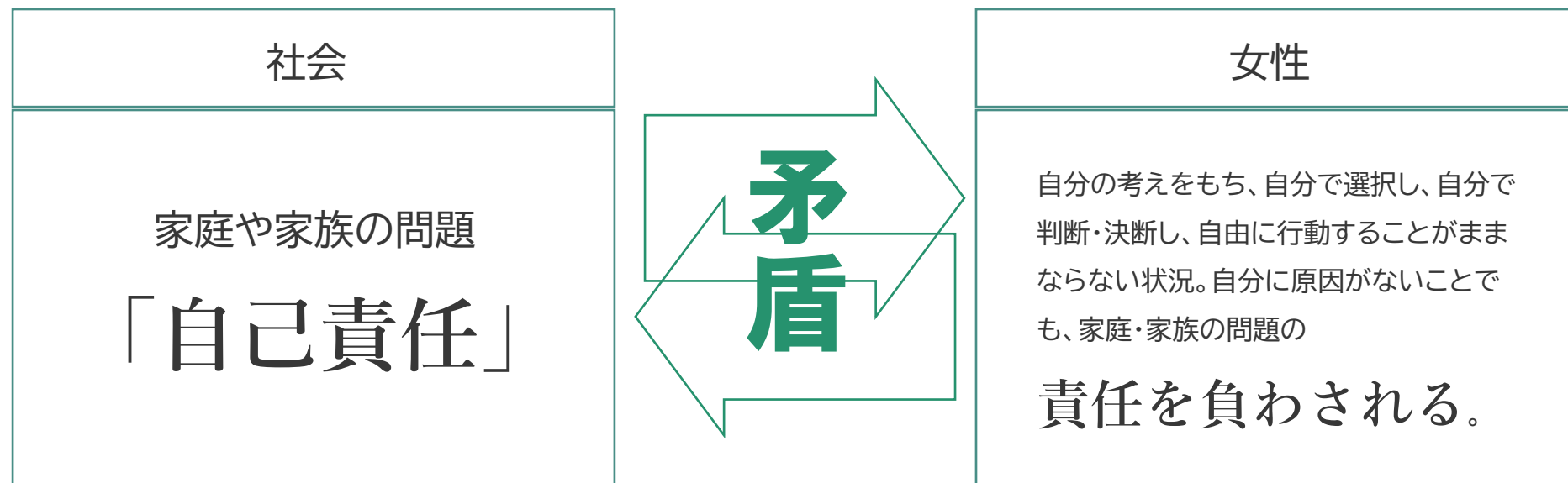
**これらが容認される社会と
そこから自由になれない女性たち**

自分ひとりの力ではどうにもならない困難であるにもかかわらず、
家庭／家族という密室の中で、孤独に自己責任で解決することを強いられる困難



家の中のホームレス

女性の困難



D V (広義の意味でのDV・家庭内暴力) **女性であるがゆえの困難が如実に端的に現われる現象**

DV防止法

「被害者保護」のみ

「個人の問題」の解決で、社会構造としての問題解決にはなっていない

事例から見えること

多様な個人の課題
「女性の困難」という一般的なイメージでは捉えきれない



既存の法制度や支援の形に当てはまらない

アドボケイト

自己決定支援・・・本人の心からの意思による判断・決定

- ・決定できない人には、決定できるよう情報提供、丁寧な説明、暖かい眼差しをもって本人が決めるのを待つ
- ・本人が決定したことを一緒に誠実に実行し支援していく

特別な人を
特別な人が
特別な場所で
支援する囲い込み



いつでも誰にでも開か
れていて、存在を受け止
めてくれる、安心安全な
場と人



その人らしい自立
生活再建

3つの事例から見えること

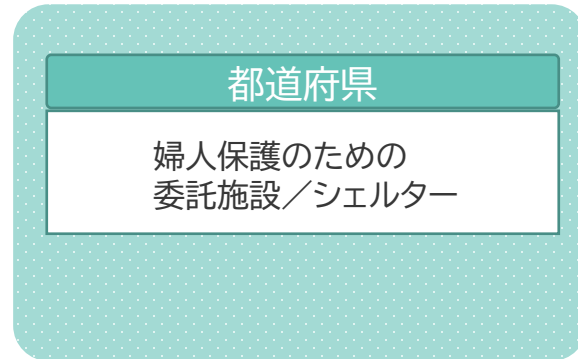
支援とは

- ・選ぶのは当事者自身
- ・支援者は選ばれる存在ではあって、選ぶ存在ではない
- ・すべてを受けとめ、理解し、当事者の気持ちからスタートする
- ・二人三脚 転んでもまた起きてを何度も繰り返すことによって、
たすきをはずしても走れる人になってもらう

それぞれの困りごとに寄り添った支援 ■ パーソナルサポートが必要

Jikkaのパーソナルサポート

従来の女性支援



H31からスタート



国立市との協働事業

「女性パーソナルサポート事業」とは

当事者を中心において、ワンストップで
支援できる体制を地域の中でつくっていくこと

- ・様々な公的機関との連携
- ・地域の社会資源との連携活用
- ・民間団体、市民、地域の住民との協働

当事者中心主義

官民協働



現在行っている パーソナルサポート事業

NPO法人くにたち夢ファーム Jikka



相談支援

電話・メール・面接

顧問弁護士による
法律相談

心理支援

カウンセリング
グループワーク



緊急宿泊 支援

(一時避難者)

シェルター

ステップハウス

居住支援

URとの協働

民間アパート借り上げ

都営住宅入居の手助け

同行支援

市役所、警察署、
婦人相談所、
児童相談所、病院、
ハローワーク、学校、
買い物、娯楽、等

アウトリーチ

自宅訪問相談、
食事のデリバリー、
部屋の片付け掃除、
修繕

食料支援

フードパントリー、
社会福祉協議会との
連携、地域民間団体と
の連携

就労支援

Jikkaフリースペースのボ
ランティア(調理・掃除など)
自分を発信することを実践
する(ハンドメイド部や漫画
など)

支援者という隣人であるために

- ・全ては当事者から始まり、当事者から学び、当事者に終わる。
- ・支援者はジャッジする人ではない。まずはその人の魅力を見つける。**好きになる。**
- ・スタッフ全員が**対等な立場**にいる。



スタッフと利用者を区別しない。スタッフも利用者になる可能性をもつ人、利用者もスタッフになれる力を秘めた人、女性という仲間としての目線を持つ。



支援者自身の自己開示が行われる。

当事者同士の共感性は他に比類ないものがある

支援者という隣人であるために

- ・横に並ぶ支援。

→日常的には、向き合わずに、しかし段階を画す時になったらしっかりと対峙することを恐れない。相手を信頼しきって言い切る。

- ・コアスタッフは必ず一つ、自分がJikkaでやりたい活動(担当)をもつ。自立的なスタッフでいる。

→曜日ごとの日替わりメニュー。その日の「店主」 月曜日～金曜日、隔週土曜日等、それぞれに。

- ・困り込まない。抱え込まない、困ったらお互いに相談しあう。

- ・ピンチはチャンス。本当の課題は「困ったこと」としてしか出てこない。

- ・支援者ができることなどほんのわずか。

→解決する力は当事者本人がもっているし秘めている。それを信じて待つこと。

- ・ただ隣に座っているだけでよい。相手が立つまでは立たずに隣に座って待つ。

- ・自分に限界を感じたら、正直に伝え、終えること。

パーソナルサポート事業の課題

広域連携 の必要

他市からの相談者は、宿泊費が自費となる。

生保申請、福祉サービス等、行政の支援を必要とする場合、責任を負う自治体／団体はどこか？

生活再建のための行政サービス利用は複雑で、一つの支援では済まない

支援現場から女性支援新法に期待すること

法律や行政がメニューを設けると、そこに当てはまらない人が必ず出てくる。

困難を抱えた、「女性」なら誰でも支援が受けられるよう、解釈と運用は支援現場にまかせてほしい。

戸籍性別に依存しないことも大切。

※具体的には

- ・各市町村に「女性自立支援センター」を設置する
- ・相談／居場所／居住支援／就労支援といった機能をもたせ、
困りごとを抱えた女性がそこに行けば対応してもらえる
ワンストップセンター
- ・官民協働または民間への委託
- ・その予算を国が保証する

支援員の生活保証について

現状

Jikka
スタッフ

有償/無償ボランティア

コアスタッフ／市民スタッフ／当事者スタッフ(生活保護受給者含む) 全員で約20名
それぞれ時給が異なる

収入源

①国立市からの委託費

運営費 啓発費 人件費
一時避難所借り上げ費
緊急宿泊費
アウトリーチ費用

②各種助成金

助成金に頼った組織運営
獲得できるかどうかかわからない
「人件費は不可」とする助成金が多い

不安定

支援者の熱意と献身で乗り切るには限界がある

民間は行政の下請けではない

女性支援＝専門性が必要

支援員の生活保証について

現場から女性支援新法に期待すること

行政と対等なレベルで、民間支援員の存在が
正当に評価・保証される制度を導入してほしい。

- ・事業委託
- ・会計年度任用職員として行政から民間の機関に派遣 など

なぜなら、

ボランティアまたは最低賃金にも満たない時給で、女性の命と人生に関わる支援員→**持続可能ではない**

支援員が「支援という仕事」を、余裕を持って生き生きと取り組む姿を見て、
当事者もエンパワメントされるし安心する。
当事者が支援スタッフをすることは、就労支援にもなる。

多面的な意味で支援員の**待遇改善は必須**。